

子ども発達支援センター愛 親子通園部ゆうを利用されている皆様
 本年10月より利用者負担金の改定があります

本年10月の消費税率改定に伴い、10月より児童発達支援の報酬単価の改定が実施され、一日当たりの利用料が下表のとおり変わります。

発達支援サービスの無償化も本年10月から実施されることになり、本年4月2日時点で年齢が3歳から5歳までのお子さんは、おやつ代などを除く利用者負担金がすべて無料となりますが、本年4月2日時点で年齢が3歳未満のお子さんは、一日当たりの利用料が変更になります。

負担上限額は据え置きになっていますので、多くの方は実質負担額が変わりませんが、通園日数の少ない方の中には負担金が高くなることが予想されます。

ご出費の多い中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひします。

☆ 表1 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧		10月より
A. 基本分単価	827 単位	→	830 単位
B. 児童導員加配加算	209 単位	→	変更なし
C. 児童指導員等配置加算	12 単位	→	変更なし
D. 特別支援加算	54 単位	→	変更なし
E. 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	→	変更なし
F. 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位×3.1%	→	変更なし
G. 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	新設		総単位×2.5%

※ 利用実績により欠席時対応加算（94単位）、家庭連携加算（187単位）、事業所内相談支援加算（35単位）、上限額管理加算（150単位）、関係機関等連携加算（200単位）等を請求させて頂くことがあります

☆ 表2 所得階層別一日当たりの利用料

階 層 区 分	一月あたりの 負担上限額	一日当たりの利用料		
		3歳未満の方		3歳以上の方
		旧	4月より	
生 活 保 護	0円	0円	0円	0円
低 所 得 1	0円	0円	0円	0円
低 所 得 2	円	0円	0円	0円
一般課税（所得割あり）	4,600円	1,146円	1,177円	0円
一 般 課 税	37,200円			0円